

A0204-04	重機による作業では周辺の人や物に対し、細心の注意を払え		
本文	プラント内でのクレーン車・ブルドーザー等の大型機器の搬入搬出や、建設機械の移動を含む重機による作業では、設備破壊周辺の人や物に対し細心の注意を払うこと。		
リスクの種類	人身災害、設備損傷	関連目次・章節	
理由(何故)	大型機器の搬入搬出や建設機械の移動は、非正常作業で安全確認の為の手順を確定することが難しく、不注意により周辺設備を損傷し大事に至る危険がある。また、しっかりとした工事安全ルール(手続き等の手順と順守基準)が確立していても、安全確保のためには当事者の判断による部分が多い。		
方策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 大型の機器や建設機械を搬入するときは前後左右、上下、(例: 高圧線、電気計装コンジット、パイプラック)に注意する。 2) 予め移動のルートを検討し、人物・装置・作業員休憩所などに当たらないことを確認する。 3) 大きな移動機器はできるだけ輸送前に解体輸送すること。高いクレーン上のジブに載って移動しない。 4) 移動はゆっくり、地上作業員または信号係を先導させる。 5) 吊り下げた荷重に対する風の影響を考慮する。 6) 手足の長い大型の重機は、勾配や路面の変化に対応しにくいことを忘れない。(数センチの凸凹でもブームはメートル単位で振れる) 7) 重要な障害物、通常の注意では避けることが難しい物体にはあらかじめ養生をする。 8) 重機作業は訓練を受けた、資格を有する作業者が実施すること。 		
事故例	<ol style="list-style-type: none"> ① 平成19年4月20日、築堤工事での事故: 舗装版撤去作業のため、バックホウを作業箇所へ移動中、NTT架空線を切断した。(誘導員は配置していたが、架空線に対する注意喚起はなかった。) ② 平成19年5月31日(木)、ゲート設備修繕工事での事故: 小型BH(バックホウ)が堤防天端道路を移動中に、架空線(照明灯電線)に接触し、これを切断した。また、架空線が繋がっていた照明灯支柱を折損させた。(誘導員は配置していたが、事故時は別の作業を実施していた。) 		
法的参考事項	労働安全衛生法 労働安全衛生規則第 36 条(特別教育を必要とする業務) クレーン等安全規則第 16 条~33 条(クレーン等使用および就業)		
備考	バックホウの危険要因として下記がある <ul style="list-style-type: none"> ・ アームの旋回スピードは意外に早い。またその最大半径の見た目の倍ほど大きい。 ・ オペレーターの死角は多い。しかも複雑な作業になれば操作に集中して回りが見えなくなりがちである。 ・ 掘削中などの作業時は周辺の足場の状況も悪く、とっさに逃げられない状況が多い。 ・ 作業中の騒音の中では注意力、集中力が弱くなり、声や機械音への反応が鈍くなる。 ・ バケットの中の土砂や岩石、吊り荷が落下してくることを予知しておかねばならない。 ・ 用途外使用は、無理な姿勢や作業を強いるケースが多いので危険性も高い。 		